

議案第50号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第17条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第23条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額」を「、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改める。

第24条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第24条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第39条第1項第1号オ中「特定小型原動機付自転車」の次に「（第46条の2第2項において「特定小型原動機付自転車」という。）」を加える。

第43条第1項中「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の5様

式による申告書並びに」を「区規則で定める申告書及び」に改め、同条第2項中「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の5様式による」を「区規則で定める」に改め、同条第3項中「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第34号様式による」を「区規則で定める」に改める。

第46条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第46条の2第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「運転免許証」という。)の次に「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定小型原動機付自転車にあつては、運転免許証及び免許情報記録個人番号カードの提示を要しない。

第46条の2第2項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付則第6条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第6条の3 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡し又は

同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第47条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第47条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを府令附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の府令附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げ

る区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条、第23条第1項ただし書、第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 付則第6条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第3条の規定 令和8年4月1日

（特別区民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例（以下「新条例」という。）第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和7年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の特別区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23

条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の東京都板橋区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第6条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、東京都板橋区特別区税条例第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製

造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第6条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 東京都板橋区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第6条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第6条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定を加え、特定親族特別控除の新設を受け、特別区民税の所得控除等の規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。